

近畿学校保健学会通信

No. 18

昭和 45 年 8 月 25 日
近畿学校保健学会事務局
京都市伏見区深草藤ノ森町一
京都教育大学 体育学科事務局
TEL 京都 (075) 641-9281
郵便番号 612

「学校保健に問いかける」

天理大学 橘 重美

我が国に学校医会が制定され(1898年)、学校衛生課が文部省の中におかれて(1899年)からもう70年である。また日本独自の教師としての養護訓導→養護教諭が生まれて30年になる。学校給食法(1954年)、次いで学校保健(1958年)など、しだいに、学校保健の管理の面がまとめられ、整備されてきている。

しかし学校保健の底流には、いまだに学校保健不振感といったものが強く存在している。学校保健に熱心な人々ほど、その進歩と発展に、心のかたすみで、たとえようのないもどかしさを覚えていることも事実である。たしかに、学校病とさえ呼ばれている近視や歯は減るところか年々急激な増加をつづけている。「学校保健はいったいなにをしているか?」の声がかけられても当然である。こころみに。ここ数年「学校保健研究」などに寄せられた学校保健関係者の中からいくつかをとりあげてみると次の様である。

○現在の学校保健はすべてが寄せ集めであって全体を貫くなにもものも存在しない。

○生理衛生の知識のみの普及であって、生徒自身が自分の健康は自分での意欲をもたせるなにもものもない。

○学校保健に対してもっとも中心とならなければならない、現場の教職員がいたって認識不足で、熱意にも欠ける。

○学校保健が教科であるのにその教師養成が全く等閑視されている。教員養成学部での学校保健必修が不十分である。

○地域社会の学校保健に対する理解不足。

以上の声はなるほど学校保健の急所をするべく突きさしている。健康のことがらは人間の科学のすべてに密着して、もっとも重要なことがらである。しかしいしばん重要なことであるが故に人間の意識のなかには至って稀薄にしか存在しないのかもしれない。最近の中教審の答申の中においても、健康という言葉はあの長い全文の中にたった二回のみしか出てこない。しかし教育の基本法では健康がなによりも人間にとって大切であることをうたいあげている。

公害が人間の健康を蝕むものとして、そのおそろしさが叫ばれ、その対策が求められて長いのに、いまだにそれらしきものはみつからない。この頃では住民自身がどうかすべきだというような声さえあがっているが、これはとんでもないことである。住民がいくらさわいでもどうにもならない。政治家がこのことに熱心にならなければどうしようもない。まして「人間尊重」を表看板にする為政者がこれに取り組まないかぎり、このことは解決しない。月面上に人の立つ時代に、どうして年々決まってやってくる台風が防げないのであろう。我々の健康を痛めつける汚れた空気を清浄にするこんな研究がなぜされないままであるのか不思議なことに思われてならない。

こんな状態の中にも、我々はやはり学校にいる児童生徒の将来のために学校保健のわずかな進歩にも力を尽さなければならない。教育未来学では現在以上に健康完全の教育が重要視されることは必然である。

我々は学校保健に問いかけ、そして学校保健そのものの中からのみ答をひき出すよりほかはない。せっかちにならないで、辛抱づよく、じっとこらえて取り組むべきである。

健康とは健康生活によって結果された人間生活の状態である。健康生活は健康そのものではなく、生活そのものなのである。健康教育は健康そのものを教えるのではなく、健康な生活をしようとする意欲を持たせるものでなければならない。このことを十分に理解して現場の先生が教育としての学校保健の本質をわきまえ、学校保健にいつそう愛着を持って懸命に努力されることを期待する。

学会の改革について

大阪教育大学 詫間 晋平

いわゆる大学紛争の吹き荒れていた昨年の夏と今夏とを比較してみる正に隔世の感がある。いまや大学当局が、鳴り物入りで、「改革」「改革」と呼びまわらないと、改革案作成の気運が盛り上げない大学が多いようである。

このような状態では、世間から大学紛争も「昭和元禄の田舎芝居か」と皮肉られても致し方あるまい。

「治にいて乱を忘れず」の諺の如く、紛争の起らない先に、改革や改良に工夫をこらし、努力をしてゆくことこそ大切である。

大学紛争を「他山の石」として、本学会（日本学校保健学会）も、既に機関誌に公表されたようなメンバーで学会の改革準備委員を発足させ、数回にわたるエネルギーな会合の後、一応の改革案を作成、学会の常任理事会の了承をうる段階となっている。

しかし、理事会、評議員会、総会の承認をうけていないので、正式なものではない。

従って、これを軽々に論ずるのは、あるいは、勇み足のそしりをまぬがれないかも知れないが、事は、学会の将来を決める重要なことであるので、問題点について、一人でも多くの学会員各位の意見も討論を聞くことが望ましいと考えられる。

今回の改革案の一つの焦点は、私見によれば従来ともすると形式的になりがちであった学会の評議員会を充実し、評議員会に、学会の運営の実質的な代議権を認めようとしている点である。

即ち、改革案においては、評議員は、会費をおさめた学会員により選挙されることとなる。その数は、各地区別に、学会員の20分の1（端数切り上げ）を基準とする。ここでいう各地区とは、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州（沖縄を含む）であり、従来、学会の理事選出の上慣行として来た地区割りと変りはない。

この評議員の選挙は、他の学会の例からみても、おそらく郵便による投票となろうが、評議員が選出されると、今度は、その地区別評議員の3分の1（端数切り上げ）を基準として理事の定数が決まる。

理事の選出は、評議員の互選による仕組みとなっている。

さらに、従来と違って来るもう一つの点は理事長の職を新たに設け、理事の互選により選出する。これと共に、これまで維持されて来た、学会会頭の職は置かないこととなる。従って、会頭に替るものは、各年次の総会を担当するものが、学会長となり毎年、交代することとなり、学会の日常的な業務は理事長および常任理事（2名）によって処理されることとなろう。また、評議員、理事などの学会役員の任期は、従来より一年、延長されて、3年となる。

各年次の学会長は、改革案によれば、評議員会において決定され、総会に報告される手順となる。

紙面の関係もあって、その他、詳細に至って記述できないが、筆者の見るところ、上述の諸点を除いては、従来の本学会会則と内容的に余り大きな変化はないと考えられる。

それにしても、評議員の選出を投票とし、評議員会の機能を充実し、代議員会的な性格を持たせることは、本学会として画期的なことであり、他の伝統ある諸学会の組織・運営に比肩するものとなろう。

がさしのべる事が出来ると思う。

(3)担任教師の自覚

以上の様な事は言うやすいが行うがむづかしい事である。学級担任の一人一人にこれらの事柄について関心を持っていただく事が第一である。保健そのものは本当に地味な仕事であるためによけいむづかしい。しかし私たちが本当に子どもたちの健康と安全を願うならば、どんなすばらしい環境づくりが生まれてくるであろう。私は大きく学校環境衛生活動と標題はふりかざしてはいるが、要は個々の子どもたちが、自分自身の足もとを見つめ実践する子を育てることであると思うと同時に学級担任の保健に対する自覚と活動力が学校保健全般を向上させる大きな原動力であろうと思う。

京都府夜間定時制高校における学校給食の現状

京都府立洛北高校定時制 林 正

義務教育学校に給食があることはよく知られており、小学校では実施されてすでに20年以上を経過している。そして最近の青少年の体格の向上の1つの要因として学校給食の普及があげられている。一般に夜間定時制高校の学校給食の実態についてはあまり知られていないようである。

夜間という特殊な教育条件で学ぶ勤労青少年の健康保持と食生活の改善に寄与することを目的として出発し、すでに8年を経過している。京都府にあっては、府立、市立の高等学校の夜間定時制課程に在学する者は約7,200人におよんでいるが、これらの在學生は、ほとんどの者が昼間は一定の勤労に従事し、その後夜間を利用して勉学している勤労青少年である。

これらの勤労青少年のなかには、労働に従事する時間と学校の始業時間、終業時間と住居との関係などの事情から学校において夕食の完全給食（文部省の設定基準一パン、ミルク、おかず約950cal）を希望する者が非常に多い現状である。現在府立高校では市内1校（山城高）、府下1校（福知山高）の2校の生徒に完全給食の制度が設けられているが、他の府立の12校については、いまだ完全給食の実現をみないで昭和37年以来続けてまた夜食（パン、ミルク約380cal）と称する給食のみに依存している。

一般に、定時制生徒の体格は全日制生徒の体格に比べて劣っている。また体力や運動能力面でも劣っていることは文部省の報告書においても明らかにされている。その原因が栄養不足やオーバーワークにあることを予想すると、伸び盛りの体格発育を著しく阻害する一つの要素になっていると考えられる。勤労学徒の健康管理において学校給食の占める意義は極めて大きいにもかかわらず、この実現が遅れている理由に、学校設置者が完全給食開設、実施の立前になっているため、国庫補助が少なく、府の大きな財政的裏付けが必要となる点があげられる。

今年度府立高校においては新に1校（洛北高）（2学期から）完全給食実施の諸条件が整備され、開設されようとしているが、その背後には、学校給食の必要性を重視して教師集団の積極的な取りくみと府当局と再三の陳情、討議がなされた。現在まで府立2校の完全給食校のみで、その伸展をみなかった理由に、前記したごとく給食に必要な設備費、人件費など多くの経費がかかり、大きな財政的裏付けが要求されること。生徒の方からは、まずい、量が少ない（1食あたり25円生徒負担）など苦情が多く受給率が低い（全校生徒の約40%）等があげられる。

これらの反省を生かして洛北高での完全給食開設は、食堂施設の完備、業者委託方式（生徒1食あたり■府補助）により運営されるが、新しいモデルケースとしてその出発は期待されている。しかし現在の物価上昇の激しい時代の定時制生徒の食事、栄養の問題な生徒の経済的能力によって限界づけられている。従って生徒の経済的負担を少なくして、しかも充分な栄養が与えられる方策を更に検討しなければ容易に解決出来ない問題がある。完全給食の実施、運営にあたっては、更に教師集団と生徒の理解を深める事は勿論の事、さらに学校保健関係各位の御協力をお願いしたい。

しかし、形式のみ整っても、それを与えるものは、あくまでも、学会員一人一人の学校保健研究の意欲と努力であろう。学会員の連帯と拡がり、充分でなくては、折角の形式も、画竜点睛を欠くこととなる。

これは、蛇足であるが、近畿地区の学校保健の実践的活動や、研究業績は、全国的に見ても、かなり注目されているところであるが、学会員の拡がりという点からみると、必ずしも充分でないように思われる。

本年度の京都における近畿学校保健学会、来年度の大阪における学会総会などを契機として、学会員、相互の学問上の対話と連帯により、近畿の学校保健界の一層の充実・発展が図られるものと念じている。

最後におことわり、申しあげたいのは、学会改革案に関する記述は、あくまでも、一改革準備委員としての私見であるという。点であり、近畿御在住の他の委員や学会役員の先生方から、不備の箇所は、御叱正を賜わねばと考えている。

(大阪教育大学保健学教室)

学校における環境衛生活動

和歌山市立雑賀小学校保健主事 井 辺 八 郎

学校においてハンカチ、はな紙を持っていない子、つめを切っておらない子、また、ゴミや紙くずが落ちていても拾おうとしない子、自分の机の中に不要物が入っていてもそれに対して無関心な子たち、自分の身のまわりの整理整頓の行動が出来ない子の多い事に気づく時私たちはこれでよいのであろうか。

学校の美化やその他の環境衛生に力を入れてもこの様な子どもがいる限り本当の環境整備環境衛生が保たれるのだろうか淋しい気持ちになる、大きな理想を持つ前にもう少し足もとの現状を見つめ考えるべきであろうと思う。

(1) こんな子どもに

自己中心とする身近な日常生活の中で私はどうしなければならないか、そして自主的に実践出来る子に育てるための努力が先ず環境衛生を進展するための第一歩であろう。そして又他の人々（級友や家族）とも協力してやろうとする意欲的な子どもを育てることが大切でなかろうか。

(2) その方法

a. 学級集団における係活動の活発化

- ・自分達の学級は自分達の手で
- ・グループ内での各係を決める

先ず小集団から大集団へ波紋の如く広げる事が何よりでなかろうか。小さなグループが各々一人一役主義をとり、各自の仕事をはっきりさせる、そしてグループ内での相互批判話し合い、又各グループの同じ係の者がよりあい、反省と改善を話し合うことにより、欠点を補い美点をほめあう場をつくっていくことにより、実践への道に結びついていくのでなかろうか。

b. 各教科との関連指導

保健学習は保健の時間のみで学習されるものでないと思う。どの教科の時間であっても、その場、その機会をとらえてその時点に於いて適切な指導がなされねばならない。休けい時けがをした子どもがあったとすれば、その時点に於いてその原因を考えさせる指導こそ生きた指導でなかろうか。現実、直面した時の子ども達の発言内容も生きた声として貴重なものである。又社会科の「健康で安全なくらし」という単元の流れの中にゴミの処理や処理場で働く人々の様子を見聞する中で自分達はどうしなければならないか、自分たちの行動によりその人々の苦労も大きくなり、又少なくとも言う他の人々への協力の態度も或分野から見通されるのでなかろうか。

c. その他

朝の会、学級会、終りの会等に遊びの問題やそうじの問題等も出される。この様な機会にも指導の手

第17回近畿学校保健学会開催案内

1. 日 時 昭和45年9月6日（日）午前9時より
2. 会 場 京都教育大学（京阪電車、藤森または墨染駅下車、徒歩10分）
3. 参 加 者 近畿地区の学校保健関係者
4. 一般講演 （9：30～11：30）
A, B 2会場で26題の発表（うち2題紙上発表）
5. 評議員会 （12：00～13：00）
6. シンポジウム （13：00～15：00）
「性教育のあり方」

司 会	京都大学保健管理センター	宮 田 尚 之
提言者	大阪市学校医会	吉 田 泰
	京都市立西京中学	今 村 要 造
	京都市PTA連絡協会	野 村 庄 三 郎
	京都教育大学	村 上 敏 治
	京都家庭裁判所	堀 内 守
7. 総 会 （15：10～15：30）
8. 特別講演 （15：30～17：00）
「発育期の性教育」

講 師	大妻女子大学教授	平 井 信 義
-----	----------	---------
9. 懇 親 会 （17：10～19：00）
於 京都教育大学生会館ホール（会費1000円）
10. 学会参加費用 500円（ただし評議員は800円）を学会受付けにて支払いのこと。

事 務 局 だ よ り

1. 45年6月30日、一般講演の演題申し込みを〆切ったが、26題の演題申込みがあった。
2. 45年8月21日 京都教育大学第2会議室で幹事会をおこない、第17回大会の評議員会の議案などについて検討をおこなった。
また大会プログラムを2000部作成し、各所へ配布の手配をおこなった。
(筆責、第17回大会事務局員 朝山)

次号学会通信は10月に発行の予定。原稿を募集しています。大会事務局まで連絡下さい。

祝 第17回近畿学校保健学会

大会当日おいしい弁当を用意しております。是非御利用下さい。

京都教育大学生生活協同組合